

質問・回答

事業名: 令和6年度「食文化振興加速化事業」

仕様書記載箇所	質問内容	回答
1 4(2)③ 4(4)③	シンポジウムや文化体験プログラムでコラボレーション等を行う文化財は、国指定・登録文化財に限定されるのか(地方指定等の文化財は含まれるのか)。	ここでいう文化財は広義での文化財であり、国指定・登録文化財に限定されません(地方指定等の文化財、未指定文化財も含まれます)。
2 4(2)④口 4(4)④	文化体験プログラムの募集対象とする在留外国人は、シンポジウムにおける対象と同様に、日本文化等について日頃から情報発信している者を主な対象とするのか。	その必要はありません。
3 4(4)③	1日文化体験プログラムの「1日」は、どの程度の時間を想定しているのか(〇時間以上などとの縛りがあるのか)。	具体的な時間数は定めませんが、社会通念上、いわゆる「1日」とみなされる時間となります。(なお、時間が長ければ長いほど良いという訳ではないことを申し添えます。)
4 4(4)③	1日文化体験プログラムの参加人数について、どのくらいの人数を想定しているのか(〇人以上などの縛りはあるのか)。	特にありませんが、実現可能な範囲で最大限の普及啓発効果が出る人数が望ましいと考えております。

問い合わせ先: 文化庁 参事官(生活文化連携担当)

電話番号 : 03-5253-4111(内線 4846)

E-mail : syokubunka[at]mext.go.jp (メール送信の際は、[at]を@に変換)